

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）

改 正 案	現 行
<p>(破壊試験)</p> <p>第一条の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十五条第二項及び第十八条第二項から第四項までに規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置に適用する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(車枠及び車体)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 自動車(次の各号に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十一人以上のもの</p> <p>二 前号の自動車の形状に類する自動車</p> <p>三 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量二・八トンを超えるもの</p> <p>四 前号の自動車の形状に類する自動車</p> <p>五 二輪自動車</p> <p>六 側車付二輪自動車</p> <p>七 カタピラ及びびそりを有する軽自動車</p> <p>八 大型特殊自動車</p> <p>九 小型特殊自動車</p> <p>十 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車</p> <p>十一 被牽引自動車</p> <p>3 座席の地上面からの高さが七百ミリメートル以下の自動車(次の各号に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの</p>	<p>(破壊試験)</p> <p>第一条の三 この省令に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準については、当該技術基準が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、第十五条第二項並びに第十八条第二項及び第三項に規定する技術基準を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難であると国土交通大臣が認める装置に適用する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(車枠及び車体)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>2 自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十一人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの)の形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量二・八トンを超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量二・八トンを超えるものの形状に類する自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>3 座席の地上面からの高さが七百ミリメートル以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及びその形状が専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの)の形状に類する自動車、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの及びその形状が貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるものの形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型</p>

<p>6) 5) (略) (略)</p> <p>十一 被牽引自動車</p> <p>十 最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車</p> <p>九 小型特殊自動車</p> <p>八 大型特殊自動車</p> <p>七 カタピラ及びそりを有する軽自動車</p> <p>六 側車付二輪自動車</p> <p>五 二輪自動車</p> <p>四 前号の自動車の形状に類する自動車</p> <p>三 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量一・五トン以下であり、かつ、車枠と車体が一体の構造であつて運転者室の前方に原動機を有するものを除く。）</p> <p>二 前号の自動車の形状に類する自動車</p> <p>一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの</p>	<p>二 前号の自動車の形状に類する自動車</p> <p>三 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの</p> <p>四 前号の自動車の形状に類する自動車</p> <p>五 二輪自動車</p> <p>六 側車付二輪自動車</p> <p>七 三輪自動車</p> <p>八 カタピラ及びそりを有する軽自動車</p> <p>九 大型特殊自動車</p> <p>十 小型特殊自動車</p> <p>十一 被牽引自動車</p> <p>4 自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に關し告示で定める基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>5) 4) (略) (略)</p>	<p>特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に關し告示で定める基準に適合するものでなければならない。</p>